

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
1	【前文に関するご意見】（8件） (1) ウェルビーイングという言葉があまり聴き馴染みのない言葉。「福祉の向上」とか「幸福の追求」等のもっとわかりやすい言葉を使ったほうが良いと思う。 (2) ウェルビーイングはまだ国民になじんでいないので、(訳)をつけたほうがよい。 (3) ウェルビーイングは意味が分かりにくく抽象的。区民の生活の向上、安全で安心して暮らせるまちなど、平易な日本語に変更。 (4) 「やりたいことが叶うまち」を目指して、全ての人々が健康で幸せを感じられるウェルビーイングの向上を進めていきますという表現の「やりたいこと」とは何を指すのか、曖昧で区民に誤解を与えかねない。 (5) ウェルビーイングは一般区民には理解されにくい。例えば、「区議会及び区議会議員が区民の負託に応え、区民生活の向上及び区政の発展に貢献するために全力をあげます」という平易な日本語で表現すべきではないか。 (6) 「やりたいことが叶うまち」を「やりたいことを応援し、成功へ向けて共働するまち」という温かい言葉で。 (7) 人権尊重並びに差別のない社会を目指して活動していくということを明記してほしい。 (8) 区議会に関係する条例、規則は、議会の運営と議員の責務を法的・規則的に支援している。前文にはこのことを明記し、また、少なくとも足立区自治基本条例との関係性を明記すべき。	(1)～(6)足立区基本計画に掲げる「ウェルビーイング」「やりたいことが叶うまち」については、「ウェルビーイング」は基本計画の重要な理念、「やりたいことが叶うまち」は基本計画のテーマとなっています。二代表制の一翼を担う議会としても区を支援していくため、前文に盛り込ませていただいていることから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。なお、「ウェルビーイング」については、別途作成する条例の解説文（逐条解説）において説明をさせていただきます。 (7)人権を尊重し、差別のない社会を目指して議会及び議員が活動していくことは、大変重要なことでありますので、ご意見いただいた内容を前文に加えさせていただきます。 (8)議会基本条例は議会に関する基本的な事項を定めており、第18条において、他の条例等との関係について規定しております。また、議会基本条例と自治基本条例は、議会と区とそれぞれの最高法規であり、互いに独立していることから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。	1 2 4 5 8

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
2	【第1条（目的）に関するご意見】（2件） (1) 区長等の「等」が不明である。 (2) 「区民の福祉」を「区民の福祉・在住満足度」とする。	(1) 区長等は、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員といった執行機関と、これらの執行機関における事務を補助する職員をいい、執行機関とは各種の行政事務を実施する機関をいいます。この内容は別途作成する条例の解説文（逐条解説）にて説明させていただきます。 (2) 在住満足度は区民の福祉を測る成果指標の一つと考えられることから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。	3 4
3	【第3条（議員の活動原則）に関するご意見】（3件） (1) 「区民全体のウェルビーイングの向上」ではなく、「区民全体の利益、安全・安心、生活の向上」とする。（第1項） (2) 「区政に関する調査研究に努めなければならない」を「区政に関する調査研究に努め、その成果を報告しなければならない」とする。（第2項） (3) 「区民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない」を「区民に分かりやすく説明し、その説明会開催報告を提出する責任を果たさなければならない」とする。（第4項）	(1) 「ウェルビーイング」については、足立区基本計画の重要な理念となっています。二代表制の一翼を担う議会としても区を支援していくため、前文に盛り込ませていただいていることから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。なお、「ウェルビーイング」については、別途作成する条例の解説文（逐条解説）において説明をさせていただきます。 (2) 前文において、「議員一人ひとりが責任を持って職務を行い、成果を区民に明確に報告します」と明記していることから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。 (3) 説明会については現在行われてはいないことから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。	4 5

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
4	【第4条（会派）に関するご意見】（3件） (1) 会派は2名以上でないと認められないのでしょうか。 (2) 会派結成は所属議員5名以上とする。 (3) 会派人数の上限設定と1人会派を認めてみてはどうか。	(1)～(3) 足立区議会議会運営委員会規約第2条第1項で、「議員が会派を結成するときは、所属議員2名以上を必要とする。」と規定されており、1人会派は認められておりません。また、会派の所属議員人数について、上限設定に関する規定も定められておりません。ご意見いただきましたが、現状のままとさせていただきます。	2 4 6
5	【第5条（議長及び副議長）に関するご意見】（1件） (1) 議長及び副議長は会派を離脱すべきではないかと考えます。	(1) 現在、議長及び副議長は会派を離脱しておりません。ご意見いただきましたが、現状のままとさせていただきます。	2
6	【第7条（区民意見の反映）に関するご意見】（1件） (1) 地方自治法に規定する公聴会及び参考人の制度について、一定の条件を要綱で定めると明記したらいいのではないのでしょうか。	(1) 公聴会及び参考人の制度については、足立区議会会議規則、足立区議会委員会条例において規定されており、それぞれに沿った運用を行っていくことから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。	8

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
7	【第8条（区長等との関係）に関するご意見】（5件） (1) 見出しは「区長等」となっているが、第2項及び第3項は質問の対象者が規定されていない。 (2) 第2項は「質問をすることができる」、第3項は「質問することができる」とされているが、意図的な書き分けか。 (3) 第3項の「質問機会の拡充及び質問権、調査権を行使するために」は文章としておかしい。 (4) 「自らの機能を」の後に「区民と直に接する情報取得提言を衆愚政治にならぬよう精査すること」を加える。（第1項） (5) 「議事に先立ち質問をすることができる」を「議事に先立ち質問することができるが、個人的パフォーマンスや取引をしてはならない」とする。（第2項）	(1) 対象者は規定しておりませんが、質問は執行機関に対して行われるものです。 (2) 意図的な書き分けではございません。いただいたご意見をふまえて、第3項も「質問をすることができる」といたします。 (3) いただいたご意見をふまえて、「質問機会の拡充並びに質問権及び調査権を行使するため」といたします。 (4) (5) いただいたご意見は、第17条の議員の政治倫理に含まれると考えております。このため、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。	3 4
8	【第9条（区長等による議会への説明）に関するご意見】（1件） (1) 「事業を立案し、又は変更するときは」を「他の自治体の事例を待つのではなく、先行果敢に取り組み、実行するときは」とする。	(1) 区民生活に影響を与える政策、計画、施策、事業については広く説明してもらう必要があり、「先行果敢に取り組み、実行するとき」に限らないことから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。	4
9	【第11条（研修の実施）に関するご意見】（1件） (1) どのような研修をしてどのような知的収穫があったのか、予算はいくらかったのか等の報告の義務付けが必要だと思います。	(1) 研修の実施については、区議会ホームページで報告を行っております。報告内容については、いただいたご意見をふまえて、今後、充実を図ってまいります。	7

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
10	【第12条（議員活動の環境整備）に関するご意見】（1件） (1) とても大事なことでと考えます。社会問題に関心のある人が議員という仕事を選択する社会であってほしいです。足立区が、男性も女性も障がいがあっても、子育てや介護をしながら議員活動が続けられるまちであってほしいです。	(1) いただいたご意見を参考に、今後も議員が活動しやすい環境を整備していくことに努めてまいります。	2
11	【第13条（危機管理）に関するご意見】（3件） (1) 「区民の生命、身体、財産及び生活の平穏を守るため」の後に「平時より防災施策を強化し、各省庁との連携機関を設置し、迅速な対応ができるよう定期的な訓練、区民への周知を行い、設備、備蓄を点検し」を加える。（第1項） (2) 議員は災害が発生したときに臨時議会を開いて緊急に決議するのではないかと。この条文だと議員は協力・支援をするべきだと受け取れます。（第2項） (3) 「足立区議会災害時における議会と議員の行動規範」の具体的な内容はどのようなものなのでしょうか。閲覧できるものなのかも教えてほしい。（第3項）	(1) いただいたご意見は、執行機関が行うべきであることから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。 (2) いただいご意見のとおり、災害が発生したときには、必要があれば臨時会を開いて、緊急に対応すべきことを決めてまいります。また、災害時には足立区議会災害対策会議を設置し、足立区災害対策本部への必要な協力・支援を行うことから、条文の内容に反映したものです。 (3) いただいたご意見をふまえて、速やかに行動規範を区議会ホームページにて公開いたします。	4 7 9
12	【第14条（議会事務局）に関するご意見】（2件） (1) 「調査研究及び法的支援等の補助機能」と「及び」と「等」を併用している。（第1項） (2) 「補助機能を強化するため」の後に「事務局経験者の異動後においても、連絡会を設置し、現職との懇談会等を開催し、広い知見を集め」を加える。（第1項）	(1) いただいたご意見をふまえて、「調査研究、法的支援等の補助機能」といたします。 (2) 事務局経験者の異動後に、連絡会を設置し、現職との懇談会等を開催することはできませんので、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。	3 4

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
13	【第15条（議会図書室）に関するご意見】（2件） (1)議会図書室は暗くて無人で、あまり利用されていないのではないのでしょうか。むしろ中央図書館にこの機能を任せれば、図書館司書が常駐しているので議員も調べものが進むし、資料もすぐにそろえてもらえるし、議会図書室用の図書購入も必要ないので経費の削減になります。また、議事録等の資料が中央図書館にあれば、区民に開かれた議会となり、傍聴者も増えるのではないのでしょうか。 (2)議会図書室の充実に努めるとあるが、現状ではどうなっているのか。一般区民も図書、資料に目を通すことができるのか。図書購入費など予算化すべきと思うが、明確にしておく必要があると思います。	(1)議会図書室は、議会棟に設置されていないと議員が必要なときに利用できなくなることから、現状のままとさせていただきます。 (2)足立区議会図書室管理規程の規定に基づき、議会図書室については、許可を得た区民の方々の利用が可能です。図書購入費は経常的に予算化しており、議員の調査研究に資するための図書、資料を定期的に購入しております。	7 8
14	【第19条（条例の見直し）に関するご意見】（2件） (1)「必要と認める場合は」の後に「他自治体の先進事例を見るだけではなく、足立区独自の事情や実態に合った、他区・市の先例となるような」を加える。（第2項） (2)「適切な措置を」の後に「速やかに」を加える。（第2項）	(1)「必要と認める場合」にはさまざまな場合があり、限定的なものではないことから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。 (2)いただいたご意見をふまえて、適切な措置を速やかに構ずる旨を加えさせていただきます。	4

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
15	【条例全般に関するご意見】（８件） (1)「多様性」や「全ての人々」だけを強調せず、まず区民の生命・財産・生活環境を守ることを明記。 (2)騒音、ごみ出し違反、違法駐車、公共施設での迷惑行為など、区民生活に支障を及ぼす問題を議会の監視・政策提言の対象とし、議会の責務に追加。 (3)日本人・外国人を問わず、法令・条例・地域ルール of 遵守を明記。 (4)議員による議会内外での差別発言の禁止の条項を追加すべきではないか。 (5)区長によるハラスメントが行われていないか監視する内容を条例の中に入れることはできないでしょうか。 (6)会議録は極めて重要な役割を果たす公文書です。会議録の意義、位置づけ、活用方法等を明文化する条文を置くべきであると考えます。 (7)議会基本条例が、真に議会活動の活性化と区民との結びつきの強さをもたらすものとなるように強く期待します。 (8)海外視察と称して多額の税金を支出する、議長・副議長になるために何百万円ものお金を使うようなことができないような条例にしてください。	(1)「区民の生命・財産・生活環境を守ること」は、第１条の「区民の福祉の向上に寄与」に含まれると考えております。このため、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。 (2)いただいたご意見は、第２条の議会の活動原則、第３条の議員の活動原則に含まれると考えております。このため、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。 (3)(4)「法令・条例・地域ルール of 遵守」「差別発言の禁止」は、第１７条の議員の政治倫理に含まれると考えております。このため、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。 (5)前文において、議会のチェック機能を明記していることから、ご意見いただいた内容は加えず、パブリックコメント案のとおりとさせていただきます。 (6)いただいたご意見のとおり、会議録は重要なものであり、現在でも十分に活用していることから、会議録に関する条文は規定せずに、このままの運用とさせていただきます。 (7)いただいたご意見のとおり、真に議会活動の活性化と区民との結びつきの強さをもたらすものとなるよう、努めてまいります。 (8)いただいたご意見のとおり、多額の税金を支出することのないようにしてまいります。	5 10 11 14 15 17

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
16	【議会に関するご意見（請願・陳情）】（2件） (1) 請願・陳情をする場合、紹介議員のあるなしで効力に違いが出るのか。 (2) 請願・陳情に際して、希望すればすべての代表者の意見を聞く機会を必ず義務付けること。	(1) 紹介議員のあるなしで、請願・陳情の効力に違いはございません。 (2) 請願・陳情については、委員会が必要と判断した場合には意見陳述を行うこととしております。今後も引き続き、必要が生じた場合には意見陳述を行ってまいります。	9 12
17	【議会に関するご意見（議事録）】（3件） (1) 区民が常に議会で話し合われた内容が簡単に見えるようにしてほしい。 (2) 議事録等が議員の勝手な判断で黒塗りや削除されないよう厳しくしてほしい。 (3) 議事録に手を加えた議員は辞職、二度と選挙に出ることができないようにするなど徹底してほしい。	(1) 本会議録及び委員会会議録については、区議会ホームページにおいて公開しております。また、本会議及び予算・決算特別委員会については、YouTube ライブ配信を実施しており、区議会ホームページにおいて録画映像をご覧いただけます。 (2) (3) 議事録に手を加えた議員についての辞職に関する規定はございませんが、議員が議事録に勝手に手を加えることはできません。	16
18	【議会に関するご意見（傍聴）】（2件） (1) 議会の傍聴の際に、資料を参加者全員に配付してください。 (2) 傍聴の際、声が小さくて聞き取りにくい。	(1) 委員会資料については、傍聴者への紙資料の配付は行っておりませんが、区議会ホームページで公開しており、傍聴の際にご自身のスマートフォンやタブレットで閲覧いただくことができます。 (2) 傍聴者に不便が生じることのないよう、明瞭でわかりやすい発言に今後も努めてまいります。	17
19	【議会に関するご意見（議員報酬・政務活動費）】（1件） (1) 議員報酬や政務活動費の支給基準、内容の精査・監査する部署などはあるのでしょうか。また、内容は秘匿にされるべきなのでしょうか。	(1) 議員報酬や政務活動費については、条例や規則に基づいて、区議会事務局が事務処理を行っております。政務活動費の収支報告書及び領収書については、区議会ホームページにて公開しております。	13

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
20	【議会に関するご意見（その他）】（7件） (1) 外国人向けの支援や事業についても、必要性・公平性・費用・効果を議会が検証する。 (2) 議会と住民・住民団体との意見交換の定例的機会を義務付けること。 (3) 議会全体として、区長と協力して、決議事項や討議経過の説明の機会を設けること。 (4) 区議会だよりに掲載している写真は4年間の使用くらいにしてほしい。 (5) 区議会議員も様々な意見を持っていてよいと思うが、国会議員・都議会議員といった他者からの意見が反映されているのは普通のことなのでしょうか。 (6) 不祥事発生時の対応フローを明確化する仕組みを整備してほしい。説明責任の期限、長期欠席時の対応、視察・研修の報告義務、政務活動費不正時の対応など、可能な範囲で明文化することで、区民の信頼を守れると考えます。 (7) 都営交通無料乗車券のように東京都の制度である場合には、東京都に対して制度の見直しを働きかけていただくことも検討していただきたい。区議会が区民一人ひとりの声を尊重し、制度のはざままで困っている人の声も政策につなげる、開かれた議会となることを期待しています。	(1)～(4)いただいたご意見を参考に、議会活動の充実と発展に今後も努めてまいります。 (5) 区議会議員は、国会議員・都議会議員の意見の反映のためではなく、第1条のとおり「区民の福祉の向上」に努めております。 (6) 長期欠席時の対応については条例で規定し、視察・研修については、区議会ホームページにて報告を行っております。いただいたご意見をふまえて、今後も区民の信頼を守れるよう、適切な対応に努めてまいります。 (7) これまでも、区議会として東京都に意見書を提出するなど、制度の見直しを働きかけてきました。今後も区民一人ひとりの声を尊重し、開かれた議会となるよう努めてまいります。	5 9 12 13 17 18

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
21	【その他のご意見】（１８件） (1) 北千住駅周辺地域における家賃補助制度創設に関する陳情 (2) 牛田駅付近における屋内フットサル場整備に関する陳情 (3) 不登校児童・生徒の転校手続き簡素化に関する陳情 (4) 区立学校におけるいじめ防止及び子どもの自殺対策強化に関する陳情 (5) 区管理道路に面した建築後のセットバック面の扱いに関する意見（陳情書） (6) 日本語が十分理解できない場合には、「やさしい日本語」や必要な範囲の多言語化で行政情報を伝える。 (7) 防災情報がすべての区民に届く仕組みを整える。外国人については、日本語を理解しにくい場合に必要な配慮を行う。 (8) 車両の騒音規制をしていただきたい。基準を作って取り締まりをしてほしい。 (9) 働けそうなのに働かない生活保護者に、足立区に接する川や運河のゴミ拾い等をさせてほしい。 (10) 大谷田・佐野地区のバス運行をなんとかしてほしい。現実的な手をうってほしい。 (11) 条例を削減してほしい。設立趣旨と状況が変わったもの、目的が達成したものは撤廃してほしいです。 (12) 災害関連死をゼロに、TKB を充実させ、町会・自治会任せの耐える避難所をやめてもらえませんか。	(1)～(5)陳情としていただいたご意見につきましては、陳情の提出方法を教示させていただきました。 (6)～(18)いただいたご意見につきましては、関係所管で共有させていただきます。	5 19～28

No	意見要旨	区議会の考え方	全文一覧 参照番号
22	(13)西新井・島根地区が健康施設や図書館などの学習施設がなく、子ども教育・育成や健康促進に非常に不便な地域になってきているため、施設建設をお願いしたい。 (14)待機児童0人を目指して目標が始まってから数年が経つのに関わらず達成できていないのはどうしてでしょうか。 (15)食料品のみ消費税1%反対です。食料品のみではなく全ての消費税にすべきです。 (16)駐輪場の設備について改善をご検討いただきたいです。幅が広く高さの低いラックへの変更、平置きスペース（白線のみ駐輪枠）へ変更、「子ども乗せ自転車優先」の平置きゾーンの増設。 (17)北千住駅東口タワーマンションに区が数百億円の税金を投入するということですか。ただ投入するだけではなく、その分を購入したらいかがでしょうか。 (18)実用英語技能検定の公費受験支援についてです。区立以外の子どもも対策にすることで区立、私立、都立の子どもに何らかの不都合が発生するのでしょうか。区として、学びたい分野があり頑張っている区内の子どもを応援するという考えはできないのでしょうか。		29～34